非常災害時対応ガイドライン

長崎市立池島小中学校

テレビ、ラジオ、インターネット等の報道には十分に注意されてください
緊急連絡の方法は、まず「tetoru」で行い、既読がない場合には電話にて行います
※　テトル機能「通知受取」をONにされておかれてください



発表主体	気象台	
相当する警戒レベル	防災気象情報（警戒レベル相当情報）	
	土砂災害の情報（雨）	浸水の情報（河川）
1相当	早期注意情報	
2相当	注意報	氾濫注意情報
3相当	大雨警報洪水警報	氾濫警戒情報
4相当	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
5相当	大雨特別警報（土砂災害）	氾濫発生情報

発表主体	市（自治体）	学校	
警戒レベル	避難情報	登校前	登校後
1		・通常登校	・通常授業
2	第1次防災体制 第2次防災体制	・通常登校	・通常授業
3	避難準備・高齢者等避難開始	・登校 ・自宅待機 ・臨時休業	・通常授業 ・早めの下校
4	避難勧告 避難指示（緊急）	・自宅待機 ・臨時休業	・集団下校 ・引き渡し ・学校待機
5	災害発生情報	・一斉臨時休業	・学校待機

１．気象災害時の緊急対応の基準

「長崎南部に警戒レベル４以上」が発令された場合

◎基準外であっても、その時の気象状況や通学路の状況を考慮し、児童生徒の登下校に影響があると判断した場合は臨機応変の措置をとることがあります。
○なお、御家庭で「大雨や大雪等で登校に支障をきたす」と判断された場合は、無理をして登校をさせずに安全が確認できるまで自宅待機とし、その旨をtetoruの欠席・遅刻連絡または電話でお知らせください。
（児童生徒の安全確保に関わるような気象情報による自宅待機の場合は、欠席・遅刻扱いにはなりません）

２．気象災害時の具体的な対応

⑴　前日から、翌日の午前中に台風の進路や線状降水帯発生等により警報発令が十分に予想される場合

○　前日のうちに臨時休校あるいは自宅待機を決め 、「緊急連絡」＜tetoruまたは電話＞で知らせます。

⑵　当日登校時間前に、すでに警報等が発令中の場合

○ 午前７時までに警報が解除されたときは、通常通り登校させてください。（平常授業）
○ 午前７時までに警報が解除されないときは、自宅待機し、その後の臨時休校か、始業時刻の変更についての「緊急連絡」をお待ちください。

⑶　登校後（在校中）、今後警報が発令されることが十分に予想される場合

○「緊急連絡」をしたうえで、 引率下校あるいは引き渡しを行います。 ※　原則 午前中

⑷　登校後（在校中）、警報が発令された場合

○ 午後２時までに 警報が解除されたときは、授業を続け、 通常通り下校させます。
○ 午後２時までに 警報が解除されないときは、 「緊急連絡」をしたうえで、引き渡しを行います。

３　その他の災害時の具体的対応

⑴ 地震等の災害の場合は、安全を優先し、無理な登校を避けてください。
⑵ 登校後に緊急事態が起こった場合は、「緊急連絡」で、対応をお知らせいたします。
⑶ 防犯上の危機が予想される場合は、その時点で教職員引率による下校を実施するか、引き渡しを行うかを判断しお知らせいたします。

※引き渡しの場合は、家族以外の方が来られても、お子様をお渡しできません。なお、すぐにお迎えが来ることが難しい場合は、その旨を学校へ電話でお知らせください。